

# 市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111  
田沢湖地域センター ☎ 43-1115・43-1147  
角館地域センター ☎ 43-3309  
西木地域センター ☎ 43-2200

田沢出張所 ☎ 43-1351  
神代出張所 ☎ 43-1352  
桧木内出張所 ☎ 48-2001  
上桧木内出張所 ☎ 49-2159

## 4月1日から県の事務の一部を取り扱います

手続きの迅速化や利便性の向上のため、これまで県が所管していた事務の一部を、4月1日から市役所で取り扱うことになりました。  
詳細については、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

事務名	事務の内容	問い合わせ先
興行場の経営の許可	経営の許可、変更・地位継承の届出の受理、報告の徴収、許可の取消、立入検査等	環境防災課 ☎ 43-3308
旅館業の経営の許可	経営の許可、変更・地位継承の届出の受理、報告の徴収、許可の取消、立入検査等	
公衆浴場の経営の許可	経営の許可、変更・地位継承の届出の受理、報告の徴収、許可の取消、立入検査、伝染性疾患の療養のための利用許可等	
畜舎等における動物の飼養等の許可	動物の飼養又は収容の許可、改善命令、許可の取消、立入検査等	
指定粉じん発生施設の設置の届出の受理	施設設置・変更・地位継承の届出の受理、設置基準の遵守命令、報告の徴収、立入検査等	
一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	施設設置の届出の受理、設置基準の遵守命令、報告の徴収、立入検査等	
一般粉じん発生施設を設置する特定工場における公害防止統括者の選任届出の受理	公害防止統括者・管理者・代理者等の選任届出の受理、地位継承の届出の受理、解任命令、報告の徴収、立入検査等	
振動規制地域の指定	規制地域の指定、基準の設定、協力要請等	
特定工場等の騒音規制地域の指定	規制地域の指定、基準の設定、協力要請、状況の監視、公表等	
悪臭原因物の排出規制地域の指定	規制地域の指定、基準の設定、協力要請等	
騒音及び悪臭を防止するために必要な措置の勧告	必要な措置の勧告、営業時間の制限、拡声機の使用停止命令、公表等	社会福祉課 ☎ 43-2288
育成医療に係る自立支援医療費の支給認定	医療費の支給認定、変更認定、認定の取消、報告の徴収、文書の閲覧請求等	
老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	事業の開始・変更・廃止の届出の受理、報告の徴収、事業の停止命令等	長寿支援課 ☎ 43-2290
受胎調節実地指導員の指定	指導員の指定、指定証の交付等	保健課 ☎ 55-1112
採石業者の登録	業者の登録・変更・地位継承・廃止の届出の受理、登録の取消等	商工課 ☎ 43-3351
沿道・沿線地域等における行為の届出の受理	各種行為の届出の受理、勧告、指導等	都市整備課 ☎ 43-2295
浄化槽の設置の届出の受理	浄化槽の設置・廃止の届出の受理、使用開始報告書・変更報告書等の受理、勧告、改善措置命令、報告の徴収、立入検査等	下水道課 ☎ 43-2296
浄化槽の水質検査の報告の受理	検査の報告の受理、勧告、指導、措置命令、報告の徴収、立入検査等	

# 9

## 平成 24 年度 環境保全型農業直接 支払交付金事業のご案内

農林水産省では、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっているため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を開始しています。

仙北市では、以下の要件で新規に取組をされる農業者等を募集しています。

- 対象農業者／エコファーマーの認定を受けている人（今後認定を受ける人も対象になります）
- 支援対象取組／
  - ①エコファーマーの認定を受けている作物に対して、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組とカバークロップの播種を組み合わせた取組
  - ②エコファーマーの認定を受けている作物に対して、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組とリビングマルチの播種を組み合わせた取組
  - ③エコファーマーの認定を受けている作物に対して、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と草生栽培を組み合わせた取組
  - ④有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）
- 書類の提出／（6月15日まで。仙北市農山村活性課宛）
- 支援の水準／畦畔を除いた取組面積に応じて国の支援単価は、4,000円／10aです。国の助成に対し、県および市でも併せて4,000円／10aの助成を予定しています。
- 問合せ／農山村活性課 ☎ 43-2206  
なお、市ホームページには、事業のパンフレットを掲載しています。  
<http://www.city.semboku.akita.jp/>  
新着情報からご覧ください。



仙北市の今、これからの「人と農地の問題」について考えましょう

## \*人・農地プラン\*新規就農\*農地集積~各事業のご案内~

農林水産省では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」に焦点をあて、地域のみならずこれらの問題を解決できるよう就農者の増加や農地の集積に対して応援する事業が、平成24年度からスタートします。

仙北市では、ただいま「人・農地プラン」という、仙北市各地域の特性を活かした「未来の設計図」を皆さんと作成するため、各農業者や団体あてにアンケート調査を実施中です。集計後、皆さんの意見が反映されるように、各集落での座談会を予定しています。ご協力をお願いします。

なお、国が予定している各支援事業は、以下のとおりです。

- ①新規就農者への支援
  - 青年就農給付金（準備型）／秋田県農業研修センターや大学校での研修のほか秋田県が指定する先進農家、先進農業法人等で研修を受ける人で、その他要件をすべて満たす方  
◆給付額：150万円／年（最長2年）
  - 青年就農給付金（経営開始型）／「人と農地の問題」の解決に向けて、自ら独立して農業を開始する方で、その他要件をすべて満たす方  
◆給付額：150万円／年（最長5年）
- ②農地集積への支援
  - 農地の出し手に対する支援（農地集積協力金）／利用権設定または農作業委託など農地を出すことへの踏み切りを支援します。詳細は、お問い合わせください。
  - 農地の受け手に対する支援（規模拡大加算）／23年度も実施していましたが、面積集積して経営規模を拡大する農家に対して10a当たり2万円を交付します。詳細は、下記にお問い合わせください。
  - 問合せ／農山村活性課 ☎ 43-2206  
なお、「人・農地プラン」作成にかかるアンケート用紙と周知パンフレットは、市のホームページからもダウンロードできます。  
<http://www.city.semboku.akita.jp/>  
新着情報からご覧ください。